

産業廃棄物処理施設に関する規制強化と財政支援の拡充を求める件

循環型社会形成のためにシステム構築及び社会資本整備を図り、廃棄物処理における環境への負荷を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいるなか、依然として産業廃棄物に係る不法投棄や一部の排出事業者及び民間処理業者による不適正処理が行われています。

本年、東北地区でも、わが国最大規模の産業廃棄物の不法投棄が山間部で発見され、原状回復のための費用は数百億円とも言われております。

本市においても、産業廃棄物処理業者による焼却灰などの不法投棄が地元住民により指摘され、同処理業者に対して厳格な行政処分が行われたところです。

また、産業廃棄物処理施設の設置については、生活環境保全上支障がないよう廃棄物処理法により許可基準が定められているところですが、山間部などの水道水源地区に設置されたこれらの施設において、ひとたび、不適正処理や不法投棄、施設事故が発生した場合には、回復困難な被害を水源に及ぼすことが懸念されます。

よって、国会及び政府におかれては、産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の特性を考慮した環境に関する基準の法定化、不法投棄防止のための監視体制の拡充・強化及び速やかな原状回復措置のための財政支援制度の拡充など、特段の措置を講ずるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 14 年 10 月 7 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
環境大臣

様

仙台市議会議長 村上隆志